

# 利 用 上 の 注 意

## 経済構造実態調査の概要

### 1 調査の目的

経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とする。

### 2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施している。

## 1 2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）茨城県結果について

「2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）茨城県結果」は、「2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）」（以下「製造業事業所調査」という。）の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所（以下「事業所」という。）について集計したものである。

- (1) 個人経営を除く事業所であること
- (2) 管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- (3) 製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

## 2 調査日

令和4年（2022年）6月1日

## 3 調査対象及び集計範囲

調査は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に掲げる「大分類E-製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所、個人経営及び法人以外の団体の事業所を除く）のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を対象とし、その報告を基に全体を推計した上で集計を行った。

## 4 非調査対象企業の推計手法

推計手法については、以下を参照されたい。

- (1) 経済構造実態調査推計手法について（企業）

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/pdf/suikeihou2.pdf>

- (2) 経済構造実態調査推計手法について（事業所）

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/pdf/suikeij2.pdf>

## 5 事業所の産業の決定方法

(1) 事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりである。

### ア 一般的な方法

- (ア) 製造品が単品のみ事業所については、品目6桁番号の上4桁で産業細分類を決定する。
- (イ) 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので2桁番号を決定する。次に、その決定された2桁の番号のうち、前記と同様な方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

### イ 特殊な方法

5(1)アの方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。

具体的には、「中分類22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の11産業である。

(2) 集計に用いた産業分類は、原則として日本産業分類に準拠しているが、以下については例外である。

本編	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

## 6 集計項目の説明

### (1) 事業所数

令和4年（2022年）6月1日現在の数値である。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。なお、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は含めていない。

### (2) 従業者数

令和4年（2022年）6月1日現在の数値である。

従業者とは、次の①から⑥までに該当するものをいう。

本統計表でいう従業者数は、次の算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいう。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \{ \text{①有給役員} + \text{②無期雇用者} + \text{③有期雇用者 (1か月以上)} \\ & + \text{④臨時雇用者 (有期雇用者 (1か月未満、日々雇用))} \} \\ & - \text{④臨時雇用者 (有期雇用者 (1か月未満、日々雇用))} - \text{⑤送出者} + \text{⑥出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

ア 「常用労働者」とは、「①有給役員」、「②無期雇用者」、「③有期雇用者（1か月以上）」及び「⑥出向・派遣受入者」に分けられる。

イ 「①有給役員」とは、法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいう。他の法人の役員を兼ねて

いる場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。

ウ 「常用雇用者」とは、「②無期雇用者」及び「③有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。

エ 「②無期雇用者」とは、常用雇用者のうち雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

オ 「③有期雇用者（1か月以上）」とは、有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

カ 「④臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用）」とは、有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

キ 「⑤送出者」とは、「①有給役員」、「常用雇用者」、「④臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいう。

ク 「⑥出向・派遣受入者」とは、労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

### (3) 現金給与総額

令和3年（2021年）1月から12月までの1年間に支払われた「常用雇用者及び有給役員に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与（期末賞与等）の額」、「常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、送出者に対する負担額など」及び「派遣受入者に係る人材派遣会社への支払額」の合計をいう。

### (4) 原材料使用額等

令和3年（2021年）1月から12月までの1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、自家発電用の燃料費などをいう。

ウ 電力使用額とは、照明や空調に利用されたものや購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいい、原材料等を支給しないで、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の売買代金は含まない。

オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係わる支払額、委託生産費などの外注費は含まない。

カ 転売した商品の仕入額とは、令和3年（2021年）1月から12月までの1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいい、在庫品は含まない。

い。

#### (5) 製造品出荷額等

令和3年(2021年)1月から12月までの1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

ア 製造品出荷額とは、当該事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの(原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む。)を、1年間のうちに当該事業所から出荷した場合の工場出荷額をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。ただし、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)は含まない。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの(その事業所において最終製品として使用されたもの)

(ウ) 委託販売に出したもの(販売済みでないものを含み、令和3年中に返品されたものを除く。)

イ 加工賃収入額とは、1年間のうちに他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ その他収入額とは、上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外(たとえば、転売収入(仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの)、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等)の収入額をいう。

#### (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額(従業者30人以上の事業所)

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他企業に支給して製造される委託生産品を含み、下請加工のために他企業から支給された原材料及び加工済みの在庫、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)の在庫は含まない。

#### (7) 有形固定資産額(従業者30人以上の事業所)

令和3年(2021年)1月から12月までの1年間における数値であり、帳簿価額によっている。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

(ア) 土地

(イ) 有形固定資産(土地を除く)

a 建物及び構築物(土木設備、建物附属設備を含む。)

b 機械及び装置(附属設備を含む。)

c その他(船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等)

イ 建設仮勘定とは建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで長期間を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられる。建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

エ 減価償却額とは、減価償却費として有形固定資産勘定から控除した額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた額をいう。

オ 有形固定資産額の算式は次のとおり。

(ア) 年末現在高＝年初現在高＋取得額－除却・売却による減少額－減価償却額

(イ) 建設仮勘定の年間増減＝増加額－減少額

(ウ) 投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減

#### (8) 事業所敷地面積（従業者30人以上の事業所）

令和4年（2022年）6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む。）している敷地の全面積をいう。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設などに使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除外する。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

#### (9) 水源別用水量（従業者30人以上の事業所）

水源別用水量とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む。）をいい、1日当たり用水量とは、令和3年（2021年）1月から12月までの1年間に使用した工業用水の総量を1年間のうちの操業日数で割ったものをいう。

ア 淡水

(ア) 公共水道とは、都道府県又は市区町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。

a 工業用水道とは、飲用に適さない工業用水を供給するもの

b 上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水を供給するもの

(イ) 井戸水とは、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(ウ) その他の淡水とは、「公共水道」、「井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。たとえば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷及び旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

#### (10) 品目分類統計表

品目分類統計表の産出事業所数は、産業の格付けとは関係なく、当該品目を生産した全ての事業所が集計されている。

## 7 集計の算式

#### (1) 生産額（従業者30人以上の事業所）

令和3年（2021年）1月から12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

## (2) 付加価値額（粗付加価値額）

令和3年（2021年）1月から12月までの1年間における下記算式により算出した額をいう。

### ア 従業者30人以上の事業所

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{※1}) \\ &+ \text{推計消費税額}^{※2}) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

### イ 従業者29人以下の事業所

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税}^{※1}) \\ &+ \text{推計消費税額}^{※2}) - \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

※1：平成29年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

※2：推計消費税額は平成13年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

## 8 消費税の補正

製造品出荷額等などの経理事項については、原則、消費税込みで把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)

## 9 産業中分類の略称

日本標準産業分類中分類の産業名については、次のとおり略称を用いている。

(○印は重化学工業、それ以外は軽工業)

	番号	産 業 名	略 称
	09	食料品製造業	食料品
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	飲料・たばこ・飼料
	11	繊維工業	繊維
	12	木材・木製品製造業	木材・木製品
	13	家具・装備品製造業	家具・装備品
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ・紙・紙加工品
	15	印刷・同関連業	印刷・同関連業
○	16	化学工業	化学
○	17	石油製品・石炭製品製造業	石油・石炭製品
	18	プラスチック製品製造業	プラスチック製品
	19	ゴム製品製造業	ゴム製品
	20	なめし革・同製品・毛皮製造業	なめし革・同製品・毛皮
	21	窯業・土石製品製造業	窯業・土石製品
○	22	鉄鋼業	鉄鋼
○	23	非鉄金属製造業	非鉄金属
○	24	金属製品製造業	金属製品
○	25	はん用機械器具製造業	はん用機械
○	26	生産用機械器具製造業	生産用機械
○	27	業務用機械器具製造業	業務用機械
○	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	電子部品・デバイス
○	29	電気機械器具製造業	電気機械
○	30	情報通信機械器具製造業	情報通信機械
○	31	輸送用機械器具製造業	輸送用機械
	32	その他の製造業	その他の製造業

## 10 地域区分

地域名	市 郡 名
県 北	日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、常陸大宮市、久慈郡（大子町）
県 央	水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、東茨城郡（茨城町、大洗町、城里町）、那珂郡（東海村）
鹿 行	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市
県 南	土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、稲敷郡（美浦村、阿見町、河内町）、北相馬郡（利根町）
県 西	古河市、結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、結城郡（八千代町）、猿島郡（五霞町、境町）

## 11 統計表中の記号

- (1) 「－」は、該当数値なし。
- (2) 「0.0」は、単位未満である。
- (3) 「△」は、数値がマイナスである。
- (4) 「X」は、集計対象となる事業所が1又は2であるため、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。また、集計対象が3以上の事業所に関する数値であっても、集計対象が1又は2の事業所の数値が合計との差し引きで判明する箇所は、併せて「X」とした。

## 12 時系列比較について

時系列比較を行う場合は、令和元年（2019年）以前の工業統計について、次の点に留意されたい。

- (1) 共通事項
 

製造業事業所調査においては、個人経営を除く全ての事業所について、大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を対象とし、その報告を元に全体を推計して集計している。そのため、時系列比較を行う際は、十分な留意が必要である。
- (2) 累年比較編
 

製造業事業所調査、また、令和3年経済センサス-活動調査においては、個人経営を含まない集計結果であることから、個人経営を含む工業統計の集計結果に基づく令和元年以前の数値とは単純比較ができないことに留意されたい。
- (3) 第5表
 

製造業事業所調査における「在庫額」については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」に従って税込み補整処理の対象外になっており、経済センサス-活動調査と同様、製造業事業所調査でも当ガイドラインを踏襲している。一方、工業統計では、連続性の観点から、「在庫額」について従前より他の記入項目同様に税込み補整処理をしている。なお、従来の調査結果は、当時の消費税率であり、現行の税率(10%)と異なることから、時系列比較を行う際は十分な留意が必要である。
- (4) 各年次に実施した統計調査名とそれぞれの調査時点及び調査期間は後掲の別表のとおりである。



### 13 その他

- (1) この調査結果報告書は、本県が独自に集計したものであり、経済産業省から公表される数値と相違する場合があります。
- (2) 金額については、単位未満の数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。
- (3) 構成比については、端数を四捨五入しているため、内訳が100%にならない場合があります。

この結果報告書についての問合せ先は次のとおりです。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6  
茨城県政策企画部統計課商工農林グループ  
電話 (029) 301-2656 (直通)

統計情報は、「いばらき統計情報ネットワーク」で御覧になれます。

<https://www.pref.ibaraki.jp/kikaku/tokei/fukyu/tokei/>

## 別表

本書での 表記	調査	事業所数、従業者数	製造品出荷額等、付加価値額
昭和56年	昭和56年工業統計調査	昭和56年12月31日現在の数値	昭和56年（暦年）1年間の数値
昭和57年	昭和57年工業統計調査	昭和57年12月31日現在の数値	昭和57年（暦年）1年間の数値
昭和58年	昭和58年工業統計調査	昭和58年12月31日現在の数値	昭和58年（暦年）1年間の数値
昭和59年	昭和59年工業統計調査	昭和59年12月31日現在の数値	昭和59年（暦年）1年間の数値
昭和60年	昭和60年工業統計調査	昭和60年12月31日現在の数値	昭和60年（暦年）1年間の数値
昭和61年	昭和61年工業統計調査	昭和61年12月31日現在の数値	昭和61年（暦年）1年間の数値
昭和62年	昭和62年工業統計調査	昭和62年12月31日現在の数値	昭和62年（暦年）1年間の数値
昭和63年	昭和63年工業統計調査	昭和63年12月31日現在の数値	昭和63年（暦年）1年間の数値
平成元年	平成元年工業統計調査	平成元年12月31日現在の数値	平成元年（暦年）1年間の数値
平成2年	平成2年工業統計調査	平成2年12月31日現在の数値	平成2年（暦年）1年間の数値
平成3年	平成3年工業統計調査	平成3年12月31日現在の数値	平成3年（暦年）1年間の数値
平成4年	平成4年工業統計調査	平成4年12月31日現在の数値	平成4年（暦年）1年間の数値
平成5年	平成5年工業統計調査	平成5年12月31日現在の数値	平成5年（暦年）1年間の数値
平成6年	平成6年工業統計調査	平成6年12月31日現在の数値	平成6年（暦年）1年間の数値
平成7年	平成7年工業統計調査	平成7年12月31日現在の数値	平成7年（暦年）1年間の数値
平成8年	平成8年工業統計調査	平成8年12月31日現在の数値	平成8年（暦年）1年間の数値
平成9年	平成9年工業統計調査	平成9年12月31日現在の数値	平成9年（暦年）1年間の数値
平成10年	平成10年工業統計調査	平成10年12月31日現在の数値	平成10年（暦年）1年間の数値
平成11年	平成11年工業統計調査	平成11年12月31日現在の数値	平成11年（暦年）1年間の数値
平成12年	平成12年工業統計調査	平成12年12月31日現在の数値	平成12年（暦年）1年間の数値
平成13年	平成13年工業統計調査	平成13年12月31日現在の数値	平成13年（暦年）1年間の数値
平成14年	平成14年工業統計調査	平成14年12月31日現在の数値	平成14年（暦年）1年間の数値
平成15年	平成15年工業統計調査	平成15年12月31日現在の数値	平成15年（暦年）1年間の数値
平成16年	平成16年工業統計調査	平成16年12月31日現在の数値	平成16年（暦年）1年間の数値
平成17年	平成17年工業統計調査	平成17年12月31日現在の数値	平成17年（暦年）1年間の数値
平成18年	平成18年工業統計調査	平成18年12月31日現在の数値	平成18年（暦年）1年間の数値
平成19年	平成19年工業統計調査	平成19年12月31日現在の数値	平成19年（暦年）1年間の数値
平成20年	平成20年工業統計調査	平成20年12月31日現在の数値	平成20年（暦年）1年間の数値
平成21年	平成21年工業統計調査	平成21年12月31日現在の数値	平成21年（暦年）1年間の数値
平成22年	平成22年工業統計調査	平成22年12月31日現在の数値	平成22年（暦年）1年間の数値
平成23年	平成24年経済センサス-活動調査	平成24年 2月 1日現在の数値	平成23年（暦年）1年間の数値
平成24年	平成24年工業統計調査	平成24年12月31日現在の数値	平成24年（暦年）1年間の数値
平成25年	平成25年工業統計調査	平成25年12月31日現在の数値	平成25年（暦年）1年間の数値
平成26年	平成26年工業統計調査	平成26年12月31日現在の数値	平成26年（暦年）1年間の数値
平成27年	平成28年経済センサス-活動調査	平成28年 6月 1日現在の数値	平成27年（暦年）1年間の数値
平成28年	平成29年工業統計調査	平成29年 6月 1日現在の数値	平成28年（暦年）1年間の数値
平成29年	平成30年工業統計調査	平成30年 6月 1日現在の数値	平成29年（暦年）1年間の数値
平成30年	2019年工業統計調査	令和元年 6月 1日現在の数値	平成30年（暦年）1年間の数値
令和元年	2020年工業統計調査	令和2年 6月 1日現在の数値	令和元年（暦年）1年間の数値
令和2年	令和3年経済センサス-活動調査	令和3年 6月 1日現在の数値	令和2年（暦年）1年間の数値
令和3年	2022年経済構造実態調査（製造業事業所調査）	令和4年 6月 1日現在の数値	令和3年（暦年）1年間の数値